

保健師助産師看護師国家試験制度改善  
部会について

# 医道審議会保健師助産師看護師分科会保健師助産師看護師国家試験 制度改善部会について

## 1. 趣旨

保健師助産師看護師国家試験は、保健師、助産師及び看護師として具有すべき知識及び技能を評価するものであり、これまでも資質の高い看護師等の確保を図るために重要な役割を担ってきたところである。

一方で、我が国においては、少子・高齢社会の進展、医療の高度化とともに、国民の医療に対する期待も高まっており、看護師等に対しても患者の視点に立った看護の提供が求められるようになった。こうした背景の下、国民のニーズに応えうる看護師等の確保のために、看護師等の国家試験の内容や方法について、その時代や社会に求められている看護師等としてふさわしい能力を問うとともに、国家試験問題の信頼性を高めるために保健師、助産師及び看護師国家試験制度を改善させていく必要がある。

また、看護基礎教育の内容を充実させることを目的とし、平成18年3月より「看護基礎教育の充実に関する検討会」が開催され、その報告書（平成19年4月）の中で、カリキュラム改正（案）が報告されたところである。

このため、保健師助産師看護師分科会の下に保健師助産師看護師国家試験制度改善部会を設置し、現行の保健師助産看護師国家試験を評価するとともに、同国家試験の改善事項について検討を行うものとする。

## 2. スケジュール

- 平成20年春に保健師助産師看護師国家試験改善部会として報告書を取りまとめ、保健師助産師看護師分科会に報告する。
- 報告書を踏まえ、平成20年度に保健師助産師看護師国家試験出題基準（ガイドライン）の改訂を行う。

## 3. 主な検討事項

- 前回の保健師助産師看護師国家試験制度改善部会における指摘事項
- 前回の保健師助産師看護師国家試験制度改善部会報告を踏まえた改善事項の評価
- 保健師助産師看護師国家試験出題基準における改善事項
- その他の改善事項について

## 医道審議会令

(平成十二年六月七日政令第二百八十五号)

最終改正:平成一四年一月一七日政令第四号

内閣は、厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第十条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

### (組織)

第一条 医道審議会(以下「審議会」という。)は、委員三十人以内で組織する。

- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

### (委員等の任命)

第二条 委員及び臨時委員は、次の各号に掲げる者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

- 一 社団法人日本医師会の長
  - 二 社団法人日本歯科医師会の長
  - 三 学識経験のある者
- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

### (委員の任期等)

第三条 前条第一項第三号に掲げる者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

### (会長)

第四条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(分科会)

第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
医道分科会	医師法(昭和二十三年法律第二百一号)第七条第四項及び第二十四条の二第二項、歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)第七条第四項及び第二十三条の二第二項並びに医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
医師分科会	医師法第十条第二項及び第十六条の二第三項並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
歯科医師分科会	歯科医師法第十条第二項及び第十六条の二第三項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
保健師助産師看護師分科会	保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)及び看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
理学療法士作業療法士分科会	理学療法士及び作業療法士法(昭和四十年法律第三百三十七号)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師分科会	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)及び柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
死体解剖資格審査分科会	死体解剖保存法(昭和二十四年法律第二百四号)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

- 2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、学識経験のある者(医道分科会に属すべき委員及び臨時委員にあつては、第二条第一項各号に掲げる者)のうちから、厚生労働大臣が指名する。
- 3 分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。

- 4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員又は臨時委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(部会)

第六条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長(分科会に置かれる部会にあつては、分科会長)が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会(分科会に置かれる部会にあつては、分科会。以下この項において同じ。)は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(議事)

第七条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事に準用する。

(資料の提出等の要求)

第八条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、厚生労働省医政局医事課において処理する。

(雑則)

第十条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 附 則

この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一四年一月一七日政令第四号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日(平成十四年三月一日)から施行する。